



平成 23 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高山 修一
 (コード：7733、東証第 1 部)
問合せ先 広報・I R 室長 南部 昭浩
 (TEL. 03-3340-2111(代))

第 2 四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出をふまえた

当社の対応について

(経営改革委員会委員の決定及び臨時株主総会の開催等)

当社は、本年 12 月 7 日付適時開示「第三者委員会の調査報告書を踏まえた当社の対応について」でお知らせいたしましたとおり、当社取締役会にて、経営改革委員会を設置すること、並びに同委員会の委員構成等についての決定を社外取締役である林田康男氏及び来間紘氏の 2 名の協議結果に委ねることを決議しておりますが、このたび社外取締役 2 名の協議により、下記の 3 名が経営改革委員会の委員に就任することが決定されました。また、同適時開示でお知らせいたしましたとおり、今後の当社の経営体制の刷新、ガバナンス体制等の再構築、及び事業計画の見直しを行うための一環として、同経営改革委員会に対して、当社の次回株主総会への会社提案について事前に審議等を行っていただくことを委嘱いたしました。同委員の略歴については、別紙 1 をご参照ください。

記

委員	河 上 和 雄 氏	かわかみ かずお	(弁護士・元最高検察庁公判部長)
委員	西 川 元 啓 氏	にしかわ もとよし	(弁護士・元新日本製鐵株式会社常務取締役)
委員	蛭 田 史 郎 氏	ひるた しろう	(旭化成株式会社最高顧問)

また、当社代表取締役社長執行役員高山修一は、本日、平成 24 年 3 月期第 2 四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の概要についての説明、経営改革委員会委員の決定、臨時株主総会の開催、並びに上場維持等の努力と事業の継続について宣言をした社長の声明を別紙 2 のとおり発表いたしましたので、併せてお知らせいたします。

以 上

経営改革委員会委員略歴

■ 河上 和雄 氏

1958年 検事任官 札幌地方検察庁
1980年 法務大臣官房参事官
1983年 東京地方検察庁特捜部長
1986年 最高検察庁検事
1987年 法務省矯正部長
1989年 最高検察庁公判部長
1991年 弁護士登録

■ 西川 元啓 氏

1968年 八幡製鐵株式会社（現新日本製鐵株式会社）入社
1997年 同社取締役
2001年 同社常務取締役
2003年 同社常任顧問（チーフリーガルカウンセル）
2007年 同社顧問
2011年 弁護士登録 野村綜合法律事務所

■ 蛭田 史郎 氏

1964年 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社
1997年 同社取締役 電子・機能製品事業部門副部門長
1999年 同社常務取締役 エレクトロニクス事業部門長
2001年 同社専務取締役
2002年 同社取締役副社長
2003年 同社代表取締役社長
2010年 同社最高顧問

平成23年12月15日

関係各位

第2四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出をふまえた
当社の対応について
(経営改革委員会委員の決定及び臨時株主総会の開催等)

オリンパス株式会社
代表取締役社長執行役員 高山 修一

昨日、オリンパス株式会社は、第144期(平成24年3月期)第2四半期報告書及び過去5期分の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。いずれも、過去の財務諸表の誤りを正すために当社第三者委員会の調査報告書の内容を反映させ、また所要の会計処理をしたものです。

第三者委員会の調査にて認定されましたとおり、当社は、過去の有価証券投資等で生じた損失につき長年にわたって計上を先送りし、誤った財務諸表を公表していました。また、これらの訂正作業等のため、第2四半期報告書の提出が遅延し、過去の有価証券報告書等について訂正報告書を提出することが必要となりました。以上につき、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

また、当社のガバナンス体制等に関する第三者委員会からの提言を踏まえて、当社は、①経営体制の刷新、②ガバナンス体制、内部統制システム、及びコンプライアンス体制の見直し、③事業再建計画案の策定を図るため「経営改革委員会」の設置を決定しておりましたが、このたび同委員会の委員が決定いたしました。

以下、昨日提出した第2四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の概要をご説明するとともに、当社の今後の対応についてご報告申し上げます。

1 第2四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の概要

(1) 訂正の概要

当社は1990年代頃から有価証券投資等にかかる多額な損失を抱え、その損失計上を先送りするため、平成12年3月期以降、金融資産等を連結対象外の受け皿となる複数のファンドに簿価で譲渡することで、連結貸借対照表から含み損を分離しましたが、国内子会社3社(株式会社アルティス、NEWS CHEF 株式会社及び株式会社ヒューマラボ)の買収資金、及びGyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻し資金を、受け皿ファンドに還流させることにより、分離された損失は、関連会社の暖簾として資産計上され、その一部は暖簾の償却費や減損損失として損失計上されて、解消されました。

そこで、この度、損失計上を先送りするために連結対象外とされた含み損を過年度の当社の損失として認識する内容の訂正をすることとしました。

具体的には、

① 受け皿ファンドを当社が実質的に支配していたと判断し、これを連結することにより、同ファンドの含み損等を連結財務諸表に反映させる。

② 受け皿ファンドに資金を還流し、損失の補填に利用された、国内子会社3社の買収資金、及び、Gyrus Group PLC の買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買い戻し資金について、連結貸借対照表上、暖簾として計上されていたものを取り消すとともに、訂正報告書提出期間の暖簾の償却費及び減損損失も取り消す。などの会計処理を行いました。

その結果、当社は、訂正報告書提出期間の期首である平成18年4月1日において、その時点の損失1184億円を連結貸借対照表上の期首利益剰余金から減額しています。

(2) 平成24年3月期第2四半期の概況

当社の平成24年3月期第2四半期の売上高は4,145億円（前年同期比▲0.7%）、営業利益は175億円（前年同期比▲21.6%）です。為替や震災等の特殊要因を除くと、前年同期比で実質7%の増収及び22%の営業増益を達成しております。しかし、市況の悪化およびタイ洪水などの影響により、特別損失として映像事業やその他事業用資産について約139億円の減損損失を計上したこと、および約190億円の繰延税金資産を取崩し、税金費用として計上したことから、第2四半期は約323億円の純損失になりました。

これらの詳細につきましては、別添資料「過年度決算訂正および2012年3月期第2四半期決算の概要」をご参照下さい。

2 経営改革委員会委員の決定

当社取締役会は、平成23年12月7日、当社取締役とは全く利害関係のない独立した外部有識者による「経営改革委員会」を設置することを決議し、委員の選任については、取締役会から社外取締役である林田康男氏と来間紘氏に委任しておりました。

今般、両取締役の協議により、以下の方々にご就任いただくことが決定しましたので、ご報告申し上げます（50音順、敬称略）。

委員	河上 和雄	かわかみ かずお	(弁護士・元最高検察庁公判部長)
委員	西川 元啓	にしかわ もとよし	(弁護士・元新日本製鐵株式会社常務取締役)
委員	蛭田 史郎	ひるた しろう	(旭化成株式会社最高顧問)

先般発表したとおり、当社は、①経営体制の刷新、②ガバナンス体制、内部統制システム、及びコンプライアンス体制の見直し、③事業再建計画案の策定に着手しています。これら現在進めている社内での議論の成果は、全て事前に経営改革委員会に審査していただき、ご承認を得てから外部に公表して実行し、株主総会決議事項については株主総会に提案します。経営改革委員会からは、今般の事態の再発を防止するための指導・勧告もいただいて参ります。

3 臨時株主総会の開催

昨日の第2四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出をふまえ、当社は、平成24年3月から4月を目処に臨時株主総会を開催することとしました。具体的な臨時株主総会の基準日及び開催日等の詳細については、今後予定されている会社法上の計算書類の訂正とその監査の完了にも関係しますので、決定次第速やかにご報告申し上げます。

4 上場維持等の努力と事業の継続

当社は、第2四半期報告書及び有価証券報告書等の訂正報告書の提出を踏まえ、今後も、東京証券取引所のご理解を得て株式の上場を維持できるよう努力します。

また、次回臨時株主総会に向けて、経営体制の刷新、コーポレート・ガバナンス体制の再構築、並びに事業計画の見直しを行います。

当社は、上記措置を通じて、新しいオリンパス株式会社として生まれ変わり、株主、顧客、お取引先、金融機関、従業員等のステークホルダーに価値を提供しつづける企業として、今後も社会に貢献できるよう、全力で対応します。そして、皆様の信頼をもう一度取り戻し、世界に通じるブランドと技術力を有する企業として事業を継続すべく、ひたむきに努力して参る所存です。

皆様におかれましては、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

以上